

# 山口県報

平成20年  
11月21日  
(金曜日)

## 目次

告示

保安林予定森林(森林整備課)……………一

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所  
(森林整備課)……………二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件)(県民生活課)……………三

ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課)……………四

大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………五

雑報

県報の正誤(平成二十年十月三十一日山口県告示第五百十八号)……………六



### 山口県告示第五百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市美東町大田字上鍮ケ市五〇六、五〇七、五〇八の一、五〇八の二、五二〇、五二一、五二二、五二四の一、五二四の二、五二四の三、五二四の四、五二四の五、五二六の四、五二七、二六三二、字鳥ケ山五一の一、五一の一の三から五一の一の七まで、字鍮ケ浴二二二六の一、二二二一、二二二三から二二二七まで

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施設要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町大田字上鍮ケ市五〇八の一・五二二・五二二・五二二・字鍮ケ浴二二二三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。( )

### 一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字下田万字東ケ浴一一九三、一四四〇、一四八五の一、三三七〇、字兵右衛門わらび一一九六の二、一一九六の三、字東ケ浴かしら一一九七の一、一一九七の二

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施設要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字下田万字東ケ浴一四四〇・一四八五の一・字兵右衛門わらび一一九六の二・一一九六の三・字東ケ浴かしら一一九七の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

#### 一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 保安林として指定された目的 森林所有者又は登記した権利を有する者

防府市大字東佐波令字引地一九三の一 土砂の流出の防備 立木の伐採の限度 内藤アキ子の相続人

#### 二 通知の内容を掲示した場所

防府市役所

### 山口県告示第五百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十一条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

#### 一 区域の名称

沖ノ原西地区

- 二 区域の範囲
 

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
防府市	江泊	崖ノ下	一一八五の二〇	一号
"	"	"	四〇五の一	二号
"	"	"	四〇五の一	三号
"	"	"	四〇五の一	四号
"	"	"	四〇五の一	五号
"	"	"	一一九〇の五	六号
"	"	"	一一九〇の八	七号
"	"	"	一一八五の二〇	八号

### 山口県告示第五百五十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

#### 一 の表中

社名	大字	字	地番	標柱番号
三和企業株式会社	開作八七二の一	西日本自動車学校	山口市亀山町二番一号	平成二〇、一一
山口市役所	山口市亀山町二番一号	山口市役所	山口市亀山町二番一号	平成一七、一一
長門交通安全協会 会長 河本英夫	長門市東深川七七	長門交通安全協会	東深川七 門警署	平成三三、二七

長門交通安全協 夫 会長 河本英 七	長門市東深川七 七七	長門交通安全協 会	東深川七 山口県長 門警察署	平成三〇 〇二七
学校法人長門高 等学校	六二二	長門自動車学校	一八八〇一七	平成二〇 一〇一

に改め



(四三九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 環境共生機構

代表者の氏名 臼井 恵次

主たる事務所の所在地 宇部市文京町四番二三号

三 定款に記載された目的

小学校、中学校、高等学校、大学及び大学院の課程に在学する者、企業において環境に関する業務を担当している者その他の者に対して、環境に関する教育、環境に関する資格の取得の支援及び組織における環境マネジメント構築に関するコンサルティングに関する事業を行うことにより、環境と共生するための基礎知識及び応用知識の習得を支援し、もって地球環境の保全に寄与すること。

(四四〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 太陽

代表者の氏名 重富 建久

主たる事務所の所在地 山口市下小鯖二一六一番地の一

三 定款に記載された目的

援助又は手助けを必要とする障害者及びその家族に対して、ケアホームの運営その他の事業を行うことにより、これらの者が住み慣れた地域で安心して普通に暮らすことのできる地域社会の実現及びこれらの者の福祉の増進に寄与すること。

(四四一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ふれあい岩国福祉会

代表者の氏名 石部 壽雄

主たる事務所の所在地 岩国市今津町二丁目六番八号  
 三 定款に記載された目的  
 障害者及びその家族並びに地域住民に対して、障害者自立支援法に基づいて創作的活動、生産活動、社会との交流の促進その他の福祉活動に関する事業を行うことにより、障害者の自立及び社会参加を促進し、もって福祉の増進及びまちづくりの推進に寄与すること。

(四四二) ふく処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」といふ。)(第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十一年二月十九日(木曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号  
 山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十一年三月十二日(木曜日) 午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号  
 財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(第五十七条に規定する者)(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)(で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。  
 実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十一年一月五日(月曜日) から同月二十二日(木曜日) まで(郵送の場合

は、一月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)  
 四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」といふ。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) ふぐ処理業務従事証明書

(六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)(第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受

験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。  
(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(四四三) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽ショッピングセンター

所在地 山口市陶一七〇

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

七、九〇一平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十年十一月六日

(四四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月四日山口県公告(二八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月二十一日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店  
所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求めない。

(四四五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月八日山口県公告(二八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月二十一日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロス山口

所在地 山口市維新公園五丁目四二二の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(四四六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月十一日山口県公告(二九一)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月二十一日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス防府緑町店

所在地 防府市緑町二丁目一三三の一  
 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(四四七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月十一日山口県公告(二九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月二十一日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 トミーズタウン新下関  
 所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。



正 誤  
 平成二十年十月三十一日山口県告示第五百十八号(特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除)

ページ	一	行	誤
段	下	四	四ミリメートル以下。
行	四	九	四ミリメートル以下。
			四ミリメートル以上。
			正

平成二十年十一月二十一日印刷  
 平成二十年十一月二十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)